

(別紙)

検察審査員候補者名簿管理システムの開発仕様書

最高裁判所

目 次

第 1	件名	1
第 2	目的	1
第 3	システム概要	1
第 4	データ概要	2
第 5	<u>開発スケジュール等</u>	3
第 6	調達範囲	3
第 7	成果物	4
第 8	プロジェクト管理に関する事項等	5
第 9	システム要求事項	8
第 10	業務の全容	9
第 11	開発する機能	9
第 12	請負者の条件	13
第 13	本作業請負者に対する最高裁判所の支援	13
第 14	かし担保責任	13
第 15	本作業請負者に対する指示事項	14

別紙資料 1 業務機能説明

別紙資料 2 システム機能概要説明

別紙資料 3 画面帳票項目案

別紙資料 4 機能情報関連図

別紙資料 5 概念データモデル案

- 44人～264人（1～6 検察審査会分）
- 7 1年間の検察審査員・補充員数（全国） 約9000人
 ※ 5, 6のほか, 若干の追加選定された補充員を見込んだ人数
- 8 検察審査員候補者名簿の保管期間
 各年の検察審査員候補者名簿（前年10月頃調製）のデータは, 第4群の任期満了日（翌年4月30日）の翌日以降にPCから削除する。
- 9 検察審査員・補充員名簿の保管期間
 各年の検察審査員・補充員名簿のデータは, 第4群の任期満了日（翌年4月30日）の翌日から少なくとも5年間保存し, それ以降にPCから削除する。
- 10 選定手続管理業務を行う機能の利用者, PC数及び候補者数
 (1) 利用者
 集約庁の検察審査会担当の職員
- (2) PC数 約60台
- (3) 1か所の集約庁で取り扱う候補者数
 400人～2400人（1～6 検察審査会分）
- 11 各検察審査会の情報を集計し, アウトソーサー（通知書・質問票発送業者）に情報を提供する機能の利用者及びPC数
 (1) 利用者
 最高裁判所事務総局刑事局の職員
- (2) PC数 1台

第5 開発スケジュール等

平成21年度の選定手続管理業務に合わせて稼働を開始する。

選定手続管理業務では, 検察審査員候補者名簿の調製を当該年度の前年10月に開始するため, 平成20年10月から稼働させる必要がある（検察審査員候補者割当員数決定機能については, 平成21年8月から使用することとし, 平成20年8月からは使用しない。）。

<u>平成20年4月</u>	<u>開発開始</u>
平成20年9月上旬	開発終了
平成20年9月中旬	導入・展開
<u>平成20年10月</u>	<u>システム稼働</u>

(参考)

平成20年4～12月	裁判員システム2次開発
平成20年5～6月	ハードウェア納入
平成20年11月	アウトソーシング（通知書・質問票発送）
平成20年11, 12月	アウトソーシング（コールセンター）

第6 調達範囲

本システムの設計及び開発並びに以下の作業内容と関連するドキュメントの作成を調達範囲とする。

なお, 業務項目及び手段の詳細については, 必要に応じ, 各項目ごとに適宜最高裁判所と協議すること。